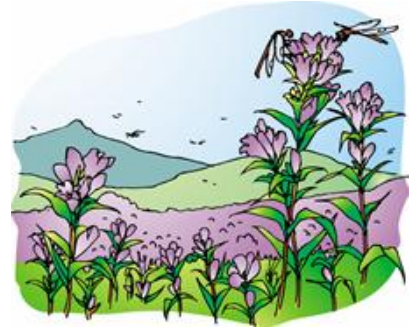


TKN社労士通信

TKN 社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 高野 裕之

連絡先: 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13
電話: 03-6315-8830 FAX: 03-3795-9021
e-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp
URL: <http://www.tkn-sr.jp>



雇用を増やした企業に対する 税制優遇措置

◆8月1日より受付開始

税制改正法案が成立し、「雇用促進税制」が創設されました。この「雇用促進税制」は、雇用を増やすなど一定の条件を満たした企業に対する税制優遇措置であり、8月1日からハローワークでの受付が開始されています。

なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主は、10月31日までに届出を行えばよいこととなっています。

◆従業員の増加1人あたり20万円の控除

「雇用促進税制」は、ハローワークに「雇用促進計画」を提出し、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、1年間で10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)従業員を増やすなどの要件を満たした事業主に対する税制優遇制度であり、従業員の増加1人あたり20万円の法人税の税額控除を受けることができます。

なお、上記以外の要件は、次の通りです。

- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における給与等の支給額が比較給与等支給額以上であること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

◆手続きの仕方

まず、事業年度開始後2カ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した「雇用促進計画」を作成し、ハローワークに提出します。

次に、事業年度終了後2カ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求められます。

そして、確認を受けた「雇用促進計画」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告を行います。

無年金・低年金の発生を防止する「年金確保支援法」

◆3つの法律の一部改正

8月初めに「年金確保支援法案」が国会で可決・成立しました。

この法案は、(1)国民年金法の一部改正、(2)確定拠出年金法の一部改正、(3)厚生年金保険法の一部改正から成ります。

◆法案の趣旨

この「年金確保支援法案」の趣旨は、次の通りとされています。

「将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出

を可能とする等の措置を行う」

以下では、(1)～(3)のうち主な内容について解説します。

◆改正された主な内容

(1)国民年金法の一部改正

国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間が、現行の「2年」から「10年」に延長されます。本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにするためです。期間の延長は3年間の時限措置です。

(2)確定拠出年金法の一部改正

加入資格年齢が、現行の「60歳」から「65歳」に引き上げられます。企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするためです。

また、従業員拠出(マッチング拠出)を可能として所得控除の対象とします。そして、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援します。

(3)厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して措置が講じられます。

節電対策を契機に自己学習する人が増加

◆増加する「学び族」

節電対策で勤務時間を繰り上げたり、夏休みを長くしたりする企業が多い中、空いた時間を使って自己学習を行う「学び族」が増えているそうです。

震災をきっかけとして自分のキャリアを見つめ直す人も多く、働くことに対する意識の変化が背景にあるようです。

◆仕事にやりがいを持ちたい！

「勤務時間繰上げ」や「残業禁止」を命じられた働く人が、終業後の時間を習い事や自己研鑽に充てる姿が目につくようになっていきます。

習い事の情報誌が、「サマータイム制」などを

導入した企業で働く男女(約4,000人)に調査したところ、独学も含めて何かを学び始めた人が18%に達しています。

これまでは「目の前の仕事で一杯」と思っていた人も、「仕事にもっとやりがいを持てるようになりたい」と感じるケースもあるようで、夏休みに短期留学を計画する人もいます。

◆震災をきっかけに仕事を見直し

コンサルティング会社が全国の18～65歳の会社員(約1,000人)に「仕事の目標」を聞いたところ、「社会に貢献する仕事をしたい」と回答した人の割合が、震災前に比べてかなり増えたそうです。また、震災前に比べて「仕事のやる気が上がった」という人も約4割に上っています。

専門家は「震災後の支援の様子を見て、特定のスキルを持つ人の価値を実感した人が多く、特に若い人の間で知識を磨こうという意欲が高まっている」と指摘しています。

◆時間を視覚化することが秘訣

空いた時間を有効活用するには、「他人との約束だけでなく、自分1人で行う勉強や遊びの予定も含めて手帳に書き込み、時間を視覚化すること」が有効だそうです。

時間と自分の行動を結び付けて考える習慣がつくため、空き時間が明確になり、結果として勉強の計画も立てやすくなるとのこと。

企業財務を圧迫する「福利厚生」の見直し

◆見直しが迫られる福利厚生

企業が社員に提供する「福利厚生」が縮小する一方、年金や医療といった企業負担が急速に膨らんでいます。

景気低迷により多くの企業では業績拡大も見込みが立たず、「福利厚生」のあり方は、今後も修正を迫られそうです。

◆減少傾向にある社宅

国土交通省の「住宅着工統計」によれば、2010年度における社宅や公務員宿舎などの着

工数は6,580戸で、確認できる1955年度以降で過去最低を更新しました。

総務省が実施する「住宅・土地統計調査」によれば、全国の社宅・公務員宿舎は2008年に約140万戸で、10年前と比較すると2割減となっています。

1990年代後半から、企業が福利厚生施設を売却する動きが広がっており、2009年の人事院による調査では、社宅がある企業は全体の57%で、自社で物件を保有する企業は25.8%でした。

◆各種手当、社内預金の状況

社宅だけでなく、各種手当なども減少傾向にあります。

厚生労働省の調査によれば、「家族手当」や「扶養手当」を支給している企業は2009年時点で全体の65.9%となっており、10年前から11.4%低下しています。

また、「社内預金」(一般に、預貯金より高い利子をつけて企業が従業員の貯金を管理する制度)も縮小しており、昨年の社員預金総額は9,334億円で、10年前と比較すると約3分の1となっています。

◆福利厚生サービスの「曲がり角」

働き手の形が多様化する中で、従来のような福利厚生サービスは修正を余儀なくされています。今後、従来型の終身雇用制を前提にした社員サービスの見直しは必至の状況と言えるでしょう。

9月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞

[労働基準監督署]

30日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

当事務所よりひと言

東京労働局管内の事業場における、最低賃金額が、昨年に続き10月1日から時間額837円に引き上げられる見込みとなりました。

最低賃金法は、全ての労働者と使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性や、性別、年齢、国籍および外国籍者の在留資格の有無を問わず適用されます。また派遣中の労働者については、日雇い派遣を含めて、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

東京労働局管内の労働基準監督署では、東京都内の事業場への指導が強化されることが見込まれます。

雇用している者の実質的な賃金額が、算定対象となりますので、パートタイマーやアルバイトの方の賃金額を点検し、下回る場合は対応策の検討をお勧めします。(高野 裕之)